

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

岐阜市長が行った市税の延滞金減免申請書に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について

- (1) 不動産投資は、その不動産から得られる収入によって、投資額以上の資金を獲得するために行うものである。不動産から得られる収入は、その物件から得られる賃料収入から経費を差し引いた収益とその物件を売却した際の売却収入によって構成される。しかるに、当該物件では賃貸収益もなく、かつ売却時の売却収入も見込めないため、投資資金の回収の見込みがなく、およそ不動産投資の対象とならない、つまり売却不能と考えられる。
- (2) 本件処分は、対象物の価値を無視するものであるから、実質課税の原則に違反しており違法である。

2 審査庁の主張

本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 延滞金の減免に係る関係法令等について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）は、市町村長が、納税者が市税の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合に延滞金額を減免することができる（固定資産税につき法第369条第2項。なお、法第702条の8第7項の規定により都市計画税の延滞金の減免についても固定資産税と同様である。）旨を規定しているところ、当該規定以外の具体的な減免事由や減免割合の定めがないことから、法は、市町村長が自らの裁量により延滞金を減免することができることを定めているものと解される。

イ そして、岐阜市においては、延滞金の減免について、岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号。以下「条例」という。）第15条第5項においてやむを得ない事由があ

る場合に延滞金を減免する旨を定めており、岐阜市税収納事務処理要領（平成15年6月1日施行。以下「要領」という。）第2条において同条各号に該当する場合に限定して延滞金を減免することができる」と規定している。

要領第2条各号は、条例第15条第5項に規定する「やむを得ない事由」に係る市長の判断について、一定の基準を設けたものである。

また、要領第2条第5号に基づき規定された岐阜市税延滞金徴収基準（平成15年6月1日施行。以下「徴収基準」という。）第2条は、第1号において、延滞金徴収の最低基準を定め、第2号において、「要領第2条第1号から4号以外のもので、上記第1号に適用出来ないと認められる場合は、担当者及び係長、課長が協議をし決定する。」と規定しており、現にその判断に裁量を認めるものとなっている。

ウ したがって、延滞金の減免に係る決定処分については、当該基準に照らして判断されたものが社会通念に照らし著しく合理性を欠くなどして、裁量の逸脱又は濫用に至るようなものでない限り、適法なものと解される。

(2) 要領第2条各号の該当性について

ア 要領第2条第1号から第4号までの該当性について

延滞金の減免申請書類（以下「本件申請書類」という。）の内容から、審査請求人に要領第2条第1号から第4号までの規定に該当する事実は認められない。

イ 要領第2条第5号の該当性について

(ア) 要領第2条第5号は、同条第1号から第4号までに該当しなくとも、これらに準じて、市税を納期限までに納付しなかったことにつきやむを得ない事由があると認められる場合に、延滞金の減免を認めるものであると解される。

そして、要領第2条第1号から第4号までの規定に準じる場合としては、納税義務者の資力が無いといえる事情がある場合や急迫した経済事情等の発生により納税義務者が著しい経済的損失を受けたような事情がある場合が考えられるところ、対象となる固定資産の価値については、その判断に影響を及ぼすものではない。

(イ) 本件は、本件申請書類の決算報告書等から法人である審査請求人の財務状況として短期的な支払能力に乏しいことは窺えるものの、審査請求人は、平成28年においては〇〇円、平成29年においては〇〇円の預金債権を有しており、本税である固定資産税及び都市計画税については、平成30年1月8日時点において、平成19年度から平成28年度までに賦課された分について計画的に全ての支払いを完了していることから、資力が無いといえる事情があるとまでは認められない。また、少なくとも、審査請求人の平成28年分と平成29年分の決算報告書等の比較をしても、資産等に大きな変動があったとみることができず、本件減免申請を行った平成30年3月7日においても、新たに急迫した事情が生じたような事情も認められない。

(ウ) よって、要領第2条第1号から第4号までに準じるような場合として、延滞金の減免が必要と認める同条第5号には該当しないと判断した処分庁の判断は、合理性を欠くものではない。

ウ したがって、本件は要領第2条各号に該当するものではないことから、条例第15条

第5項に規定する「納期限までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合」に該当しないとした処分庁の判断に、裁量の逸脱や濫用は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

- 1 平成31年 1月25日 諮問
- 2 平成31年 4月 8日 審議
- 3 令和元年 5月20日 審議
- 4 令和元年 6月17日 審議
- 5 令和元年 7月17日 答申

第5 審査会の判断の理由

1 延滞金の減免に係る関係法令等について

- (1) 岐阜市では、法第369条第2項及び第702条の8第7項の規定に基づき、条例第15条第5項において、固定資産税及び都市計画税に係る延滞金が納期限までに納付されなかったことについてやむを得ない事由がある場合に延滞金を減免することを定め、当該やむを得ない事由がある場合として要領第2条各号に掲げる場合を規定している。
- (2) 延滞金を減免するか否かの裁量権を行使する場合に、公正かつ平等な取扱いの要請から、前記要領の規定と異なる取扱いをすることが相当と認めべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは不適切な権限の行使に当たるものと解され、この意味において、当該裁量権は要領に従って行使されるべきことが羈束されているものといえることができる。
- (3) そして、当審査会が判断するに、この要領の内容について不合理な点は認められない。

2 要領第2条各号の該当性について

- (1) 審査請求人が提出した本件申請書類からは、要領第2条第1号から第4号までに該当する事実は認められない。
- (2) 要領第2条第5号の「特に必要と認めるとき」とは、延滞金を納期限までに納付できなかったことについて、同条第1号から第4号までに準ずるやむを得ない事由があると認められる場合であると解され、納税義務者に資力が無い場合や急迫した経済事情等の変化により著しい経済的損失を受けた場合等が考えられる。

そうすると、本件については、審理員意見書にもあるとおり、決算報告書等から見て、審査請求人は、短期的な支払能力に乏しいことは窺えるものの、十分な預金債権を有しており、また、本税である固定資産税及び都市計画税を計画的に全て支払い終えている（平成30年1月8日現在）ことからすれば、資力が無いといえるような事情があるとまでは認められず、また、少なくとも審査請求人の平成28年度分と平成29年度分の決算報告書等の比較をしても資産等に大きな変動は見られず、延滞金の減免申請を行った平成30年3月7日において急迫した経済事情等の変化により著しい経済的損失を受けた事実も認

められないことから、同条第5号にも該当しない。

- (3) よって、審査請求人には、延滞金を減免することができる場合を定めた要領第2条各号に該当する事実は認められない。

3 その他

審査請求人は、課税の対象となった固定資産に価値がない旨主張するが、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

- (1) 上記のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、第1のとおり判断する。
(2) なお、行政の透明性を確保するため、あるいは、行政の説明責任の観点から、処分庁においては、要領の延滞金の減免に関する部分（要領第2条）を公にしておくことを要望する。

併せて、延滞金の減免申請を拒否する場合は、その決定をした理由について、少なくともいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請を拒否したのか、申請者において決定通知の記載自体から了知できるように記載することを要望する（行政手続法（平成5年法律第88号）第8条、地方税法第18条の4第1項）。

岐阜市行政不服審査会

会長	幅	隆彦
委員	土田	伸也
	寺本	和佳子
	三谷	晋
	南	圭一